

水と緑とひかりの村

# 広報西原

THE NISHIHARA VILLAGE PUBLIC RELATIONS MAGAZINE

11  
2014

大きなおいもが  
たくさんとれるといいな!  
— 自糸の滝収穫祭 —



# むらの月暦 11

毎月19日は「にしはら自己啓発の日」です。

月に一度は、自らの言動を振り返り、自己実現を目指しましょう。

| 日                      | 月             | 火             | 水                                    | 木                             | 金            | 土                     |
|------------------------|---------------|---------------|--------------------------------------|-------------------------------|--------------|-----------------------|
| 26                     | 27            | 28            | 29                                   | 30                            | 31           | 1<br>女性セミナー<br>(山河の館) |
|                        | 燃             | 白             |                                      | プ                             | 燃            |                       |
| 2<br>秋のスポーツ<br>フェスティバル | 文化の日 3        | 4             | 5                                    | 6                             | 7            | 8                     |
|                        | 燃             | 缶             | 雑                                    | プ                             | 燃            |                       |
| 9                      | 10<br>母子手帳発行日 | 11            | 12<br>3歳6ヶ月健診<br>(午後)                | 13                            | 14           | 15                    |
|                        | 燃             | 不             | 新                                    | プ                             | 燃            |                       |
| 16<br>ふれあい祭り           | 17<br>EM菌配布日  | 18            | 19                                   | 20                            | 21           | 22                    |
|                        | 燃             | 缶             | ペ                                    | プ                             | 燃            |                       |
| 23<br>勤労感謝の日           | 24<br>振替休日    | 25<br>母子手帳発行日 | 26<br>お誕生学級<br>(午前)<br>ひよこ学級<br>(午後) | 27                            | 28<br>EM菌配布日 | 29                    |
|                        | 燃             |               | ダ                                    | プ                             | 燃            |                       |
| 30                     | 1             | 2             | 3                                    | 4<br>「人権相談所」開設日<br>(構造改善センター) | 5            | 6                     |
|                        | 燃             | 缶             | 雑                                    | プ                             | 燃            |                       |

■ごみは、燃：燃えるごみ／粗：粗大ごみ／缶：空き缶、空きビン／不：燃えないごみ／新：新聞紙／雑：雑誌、チラシ／  
ダ：ダンボール／ペ：ペットボトル／白：牛乳パック、白色トレイ／プ：廃プラスチック類

## Contents / 目次

|                                     |    |                       |    |
|-------------------------------------|----|-----------------------|----|
| ■ ペットの無責任飼い主 <sup>ゼロ</sup> 宣言!! 連載② | 3  | ■ 子ども・子育て支援新制度について    | 18 |
| ■ 平成25年度決算報告                        | 4  | ■ くまもと家庭教育支援条例・いのちの教育 | 20 |
| ■ むらの話題                             | 8  | ■ リッチーブログ             | 21 |
| ■ 火災予防運動・全国地域安全運動                   | 11 | ■ 図書室からのお知らせ          | 22 |
| ■ 迷惑メールにご注意ください                     | 12 | ■ 自衛官募集のお知らせ・全国地域安全運動 | 23 |
| ■ 地下水採取許可申請・人権子ども集会                 | 13 | ■ 「結活」in西原村のお知らせ・赤ちゃん | 24 |
| ■ 地籍調査における杭や鋏の管理について                | 14 | ■ インフォメーション           | 25 |
| ■ 税務課からのお知らせ                        | 15 | ■ 村のうごき               | 27 |
| ■ 国税だより                             | 16 | ■ 社協だより               | 28 |
| ■ おひさま通信・国保通信・防災                    | 17 |                       |    |

# 無責任飼い主 宣言!! ~連載②~

ペットの飼い主のみなさんへ  
飼い主になるということは全てに責任を持つこと

## ③ 逸走防止

動物が逃げ出したり迷子にならないように、必要な対策をとること。

## ④ 終生飼養

動物がその命を終えるまで適切に飼うこと。

## ⑤ 繁殖制限

飼っている動物が増えずに管理ができなくなることがないように不妊・去勢手術をすること。

## ⑥ 身元表示 (所有明示)

自分の飼っている動物だと分かるように、首輪や迷子札、マイクロチップ等をつけること。

## 社会に対する責任

ペットを大切に思うあまり、周囲への配慮を忘れていませんか？

### ルールやマナーを守る責任

飼い主もペットも地域社会のルールの中で暮らしている以上、自分勝手な行動は許されません。ペットが嫌われる理由のほとんどは、動物によるものではなく、飼い主のマナーが悪いことが原因です。



### 人に危害を及ぼさない責任

地域社会の中には、動物が嫌いな人や恐怖心を持っている人、動物に対するアレルギーを持つ人もいます。放し飼いは、ペットの飛び出しによる交通事故や咬みつき事故等、人も動物もケガをする危険があります。

### 周辺地域を汚したり迷惑をかけない責任

公共の場所に排泄物が放置されているのは誰にとっても不快だけでなく、衛生上も問題があります。また、飼い主が気づいていなくても、鳴き声や毛・羽毛の飛散、排泄物、臭いなどを迷惑に感じている人もいます。日頃から、周囲の人々への配慮が必要です。

### 自然環境に影響を及ぼさない責任

ペットを放し飼いにする、野生動物を食べたり、すみかを奪うなどして、生態系等に悪影響を及ぼすことがあります。

### 飼い主の都合でペットを手放すことになった実例

結婚、出産、離婚など、生活スタイルが変化し世話をする時間がなくなった。



飼い主自身が病気や高齢になり、ペットの世話ができなくなった。



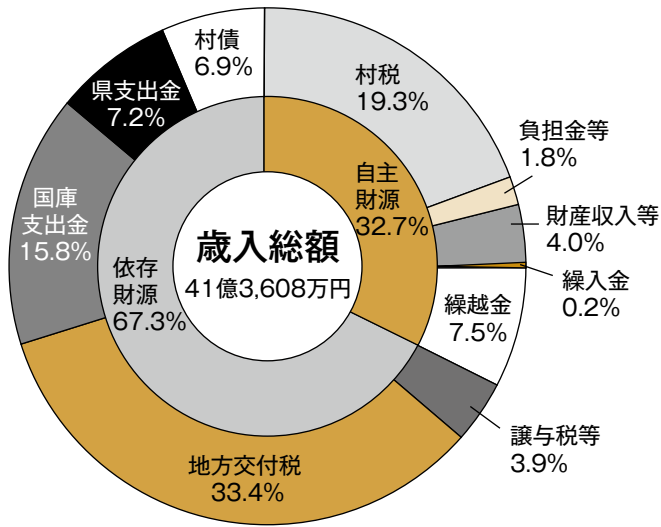
経済的な理由で飼い続けることができなくなった。



その他、「引越し」「家族にアレルギーが出た」「先住のペットと相性が合わない」「思っていたよりも大きくなった」「仕事が忙しくなった」「近所から苦情がきた」「ペットが高齢になった」「ペットが病気になった」などの例があります。

ペットの命に責任を持つのは飼い主の「あなた」であることを絶対に忘れないでください

# 一般会計の歳入総額 41億3,608万円



単位：万円

| 歳入科目 | 平成 25 年度  | 平成 24 年度 | 増減額     |         |
|------|-----------|----------|---------|---------|
| 自主財源 | 村 税       | 79,764   | 76,387  | 3,377   |
|      | 負 担 金 等   | 7,349    | 6,362   | 987     |
|      | 財 産 収 入 等 | 16,237   | 24,515  | △ 8,278 |
|      | 繰 入 金     | 711      | 1,408   | △ 697   |
|      | 繰 越 金     | 31,129   | 30,741  | 388     |
|      | 小 計       | 135,190  | 139,413 | △ 4,223 |
| 依存財源 | 譲 与 税 等   | 16,455   | 17,127  | △ 672   |
|      | 地 方 交 付 税 | 138,235  | 139,470 | △ 1,235 |
|      | 国 庫 支 出 金 | 65,264   | 22,562  | 42,702  |
|      | 県 支 出 金 等 | 29,844   | 30,623  | △ 779   |
|      | 村 債       | 28,620   | 16,090  | 12,530  |
| 小 計  | 278,418   | 225,872  | 52,546  |         |
| 合 計  | 413,608   | 365,285  | 48,323  |         |

【村税】 村民の皆さまから村に納めていただいた税金です。

【地方交付税】 各地方自治体の財政的な不均衡を調整し、どの地域に住んでいる人にも標準的な行政サービス等が提供できるように、国税の一部を地方自治体に交付されるお金です。

【国庫・県支出金】 国や県から、村で行う各種事業や災害復旧など特定の事業に対し、補助金や委託金などの形で交付されるお金です。

【村債】 大きな建設事業などを行うために、国や県、金融機関などから借り入れたお金です。

## 歳入とは？

家庭の家計簿でいう収入にあたるものです。村税などの村が自ら調達できる自主財源と、地方交付税などの国や県などから交付される依存財源に分かれます。

## 歳出とは？

家庭の家計簿でいう支出にあたるものです。主に人件費や扶助費などの義務的経費と、普通建設事業費などの投資的経費と、物件費や補助費などのその他の経費に分けられます。

平成25年度決算  
大切に使いました。  
皆さんのお金

平成25年度の一般会計および特別会計の決算が9月の村議会定例会で認定されました。

村民のみなさんに納めていただいた税金や、国・県からの補助金などがどのように使われたかお知らせします。

一般会計の歳入総額

41億3,608万円

一般会計の歳出総額

37億8,942万円

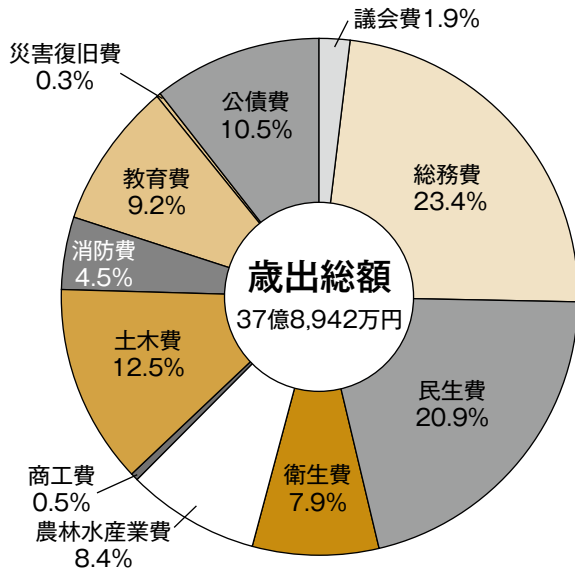
で、差引3億4,666万円（うち翌年度繰越すべき財源6,493万円）となりました。

厳しい財政状況のなか効果的な予算執行に努めました。

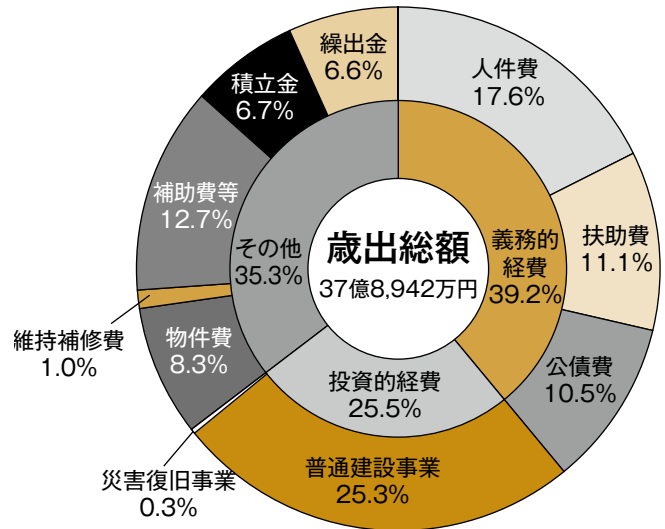
## 一般会計の歳出総額

# 37億8,942万円

### ■目的別歳出



### ■性質別歳出



単位：万円

単位：万円

| 歳出科目   | 平成 25 年度 | 平成 24 年度 | 増減額      |
|--------|----------|----------|----------|
| 議会費    | 7,126    | 7,352    | △ 226    |
| 総務費    | 88,745   | 78,708   | 10,037   |
| 民生費    | 79,247   | 85,238   | △ 5,991  |
| 衛生費    | 30,109   | 29,164   | 945      |
| 農林水産業費 | 31,904   | 19,000   | 12,904   |
| 商工費    | 1,849    | 18,661   | △ 16,812 |
| 土木費    | 47,336   | 12,972   | 34,364   |
| 消防費    | 17,137   | 14,795   | 2,342    |
| 教育費    | 34,758   | 19,098   | 15,660   |
| 災害復旧費  | 1,067    | 1,806    | △ 739    |
| 公債費    | 39,664   | 47,362   | △ 7,698  |
| 諸支出金   | 0        | 0        | 0        |
| 合計     | 378,942  | 334,156  | 44,786   |

| 歳出科目   | 平成 25 年度   | 平成 24 年度 | 増減額     |         |
|--------|------------|----------|---------|---------|
| 義務的経費  | 人件費        | 66,536   | 68,326  | △ 1,790 |
|        | 扶助費        | 42,161   | 36,927  | 5,234   |
|        | 公債費        | 39,664   | 47,362  | △ 7,698 |
|        | 小計         | 148,361  | 152,615 | △ 4,254 |
| 投資的経費  | 普通建設事業     | 95,743   | 53,511  | 42,232  |
|        | 災害復旧事業     | 1,067    | 1,806   | △ 739   |
| 小計     | 96,810     | 55,317   | 41,493  |         |
| その他の経費 | 物件費        | 31,394   | 31,945  | △ 551   |
|        | 維持補修費      | 3,679    | 5,356   | △ 1,677 |
|        | 補助費等       | 48,067   | 46,087  | 1,980   |
|        | 積立金        | 25,438   | 18,000  | 7,438   |
|        | 投資及び出資金貸付金 | 0        | 0       | 0       |
|        | 繰出金        | 25,193   | 24,836  | 357     |
| 小計     | 133,771    | 126,224  | 7,547   |         |
| 合計     | 378,942    | 334,156  | 44,786  |         |

- 【議会費】 議会運営などにお金です。
- 【総務費】 行政の運営管理などにお金です。
- 【民生費】 社会福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、児童福祉などにお金です。
- 【衛生費】 ゴミの収集や健康増進事業などにお金です。
- 【農林水産業費】 農林水産業の振興などにお金です。
- 【商工費】 商工業や観光振興などにお金です。
- 【土木費】 道路・河川などの整備にお金です。
- 【消防費】 消防や防災活動などにお金です。
- 【教育費】 小・中学校の整備・運営や文化・スポーツなどにお金です。
- 【災害復旧費】 水害等にあった道路などの施設を原形復旧するために使うお金です。
- 【公債費】 村が借り入れたお金の元金の償還と利子の支払いに要するお金です。

- 【人件費】 職員や特別職の給与、議員および各種委員会の委員報酬などに要する経費です。
- 【扶助費】 社会保障制度の一環として、児童手当や乳児・老人・重度障がい者の医療費などに使われるお金です。
- 【公債費】 村が借り入れたお金の元金の償還と利子の支払いに要するお金です。
- 【普通建設事業費】 道路、河川などの整備や公共施設の新増設に要するお金です。
- 【物件費】 消耗品、旅費、通信運搬費、業務委託などに要するお金です。
- 【補助費等】 各事業や団体への補助金や負担金などに要するお金です。
- 【維持補修費】 村が管理する公共施設、道路などの維持や管理に要するお金です。

# 西原さん宅の家計簿

財政用語が非常に難しかったり、ちよつとケタが大きすぎて実感がないと言われることが多いので、村の財政状況を身近に感じていただくために、平成25年度一般会計決算の規模を1,000分の1に縮小するとともに、『西原さん宅の家計簿』に例えて表現してみました。村の財政と家庭の家計簿では仕組みが違い、完全な置き換えが難しい部分や四捨五入による数値の違いがあるをご了解ください。



| 収入          |                          |        |        |
|-------------|--------------------------|--------|--------|
| 収入費目        | 歳入区分（目的別）                | 平成25年度 | 平成24年度 |
| 給料          | 村税・分担金及び負担金・使用料及び手数料など   | 87万円   | 83万円   |
| 親からの仕送り(援助) | 地方交付税・各種交付金・国庫支出金・県支出金など | 250万円  | 210万円  |
| 不動産収入など     | 財産収入など                   | 16万円   | 24万円   |
| 銀行などからの借入金  | 村債                       | 29万円   | 16万円   |
| 貯金の取り崩し     | 繰入金                      | 1万円    | 1万円    |
| 前年度からの繰越金   | 繰越金                      | 31万円   | 31万円   |
| 1年間の収入合計    |                          | 414万円  | 365万円  |

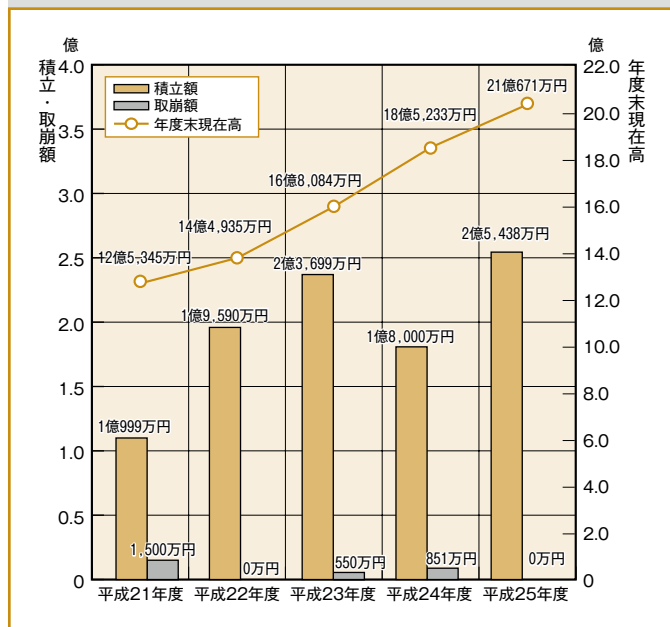
## ■収入は・・・

長年続く不況のせいで、給料（村税など）は、去年とほとんど変わらず、全体の収入の21%程度で、それだけでは毎年必要な経費等をまかなえませんでしたので、あとは親からの仕送り（地方交付税、国・県補助金など）で賄いました。

それでも足りませんでしたので、銀行などからの借入金（村債）で生活してきました。

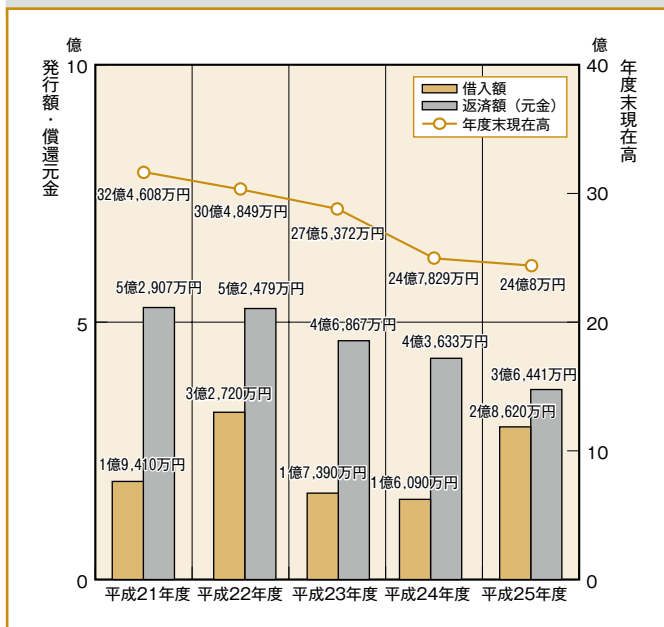
## 積立基金(貯金)現在高の推移

- ・計画的な財政運営をするため、財源に余裕が生じた場合には、年度間の財源変動及び特定の支出目的（大規模な公共施設の整備等）に備えるために積立、逆に財源不足の場合に取崩すものです。
- ・この村の貯金である基金は、平成16年度末残高8億2,713万円から年々増加傾向にあります。



## 地方債(借金)現在高の推移

- ・学校・道路などの施設整備に充てる財源として活用される村の借金です。
- ・この地方債(借金)は、平成15年度末残高49億8,903万円をピークに、年々減少傾向にあります。



### これからについて

古くなった車や家を修理する（維持補修費）だけでは対応できません。やがて新たな購入や家の新・増築（投資的経費）の時期もやってきます。

より一層、日常生活費（物件費）や家族への仕送り（補助費等）など経費の節減と見直しが必要です。

### 貯金残高や借金残高は

1,000分の1に縮小してみますと、貯金残高は217万円となっています。

また、借金残高は240万円で、年々少なくなってきている状況です。

以上のように「西原さん宅」の家計と同じく西原村の財政も相変わらず厳しい状況です。

収入が増えないのに、どうしても払わなければならないお金が増えています。

つまり、これから限られた収入を、工夫して有効に使っていく努力をしていかなければ生活が段々苦しくなっていくと思います。

| 支 出            |                               |        |        |
|----------------|-------------------------------|--------|--------|
| 支出費目           | 歳出区分（性質別）                     | 平成25年度 | 平成24年度 |
| 食費             | 人件費                           | 67万円   | 68万円   |
| 電気・水道代などの日常生活費 | 物件費                           | 31万円   | 32万円   |
| 医療費・介護費用など     | 扶助費                           | 42万円   | 37万円   |
| 家族への仕送り        | 補助費等（一部事務組合補助、その他補助）繰出金       | 73万円   | 71万円   |
| 家・車の修理代        | 維持補修費（建物、道路など）                | 4万円    | 6万円    |
| 家の新・増築、車の購入代など | 投資的経費（道路・河川工事、農業基盤整備、災害復旧費など） | 97万円   | 55万円   |
| ローン返済          | 公債費                           | 40万円   | 47万円   |
| 保険など           | 投資及び出資金・貸付金など                 | —      | —      |
| 貯金             | 積立金                           | 25万円   | 18万円   |
| 1年間の支出合計       |                               | 379万円  | 334万円  |

|                 |      |      |
|-----------------|------|------|
| 次年度への繰越金（収入－支出） | 35万円 | 31万円 |
|-----------------|------|------|

### ■支出は・・・

家の新・増築など（投資的経費）などが前年度より増加しましたが、親からの仕送り（国・県補助金など）を活用して、各事業などを積極的に実施しました。

ローンの返済（公債費）など厳しい中でも、今後の万が一（災害等）のことを考えて、貯金（積立金）をしました。

## 財政健全化法に基づく

### 平成25年度決算の健全化判断比率及び資金不足比率をお知らせします。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」により、村の財政状況を判断するための健全化判断比率などの公表が義務付けられました。

公表するのは右表の4指標で、平成25年度決算に基づく指標は基準以内となりました。

また、公営企業会計の工業用水道・簡易水道事業の資金不足比率についても義務付けられましたが資金不足は生じませんでした。

|          | 西原村  | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|------|---------|--------|
| 実質赤字比率   | —    | 15.0%   | 20.0%  |
| 連結実質赤字比率 | —    | 20.0%   | 30.0%  |
| 実質公債費比率  | 7.5% | 25.0%   | 35.0%  |
| 将来負担比率   | —    | 350.0%  |        |

|               | 資金不足比率 | 経営健全化基準         |
|---------------|--------|-----------------|
| 公営企業会計の資金不足比率 | —      | 資金不足比率 20.0% 以上 |

※「—」表示は、比率が負のため表示しておりません。

### 特別会計決算

単位：万円

| 特別会計     | 歳入     | 歳出     |
|----------|--------|--------|
| 国民健康保険   | 89,245 | 83,347 |
| 介護保険     | 57,176 | 52,575 |
| 後期高齢者医療  | 6,088  | 5,835  |
| 中央簡易水道事業 | 7,138  | 5,858  |

### 工業用水道事業

単位：万円

| 区 分   |               | 歳入    | 歳出    |
|-------|---------------|-------|-------|
| 収益的収支 |               | 1,729 | 1,169 |
| 資本的   | 収支            | —     | 203   |
|       | 補てん財源（減債積立金等） | 203   | —     |

## 西原村ソフトボール愛好会主催 夏季大会「Mクラブ」優勝!

西原村ソフトボール愛好会主催の夏季ソフトボール大会が8月8日から28日にかけてナイターで開催されました。今大会は、鳥子工業団地の「chukyo」が新たに加わり、計6チームの参加(2パートリーグ戦方式)で行われ、白熱した試合が繰り広げられました。今大会は、雨天で日程の変更が相次ぎ、各チーム選手集めに苦労される大会となりました。そのような中、決勝戦は「Mクラブ」が「役場」を最終圧倒し見事優勝を果たしました。ソフトボール愛好会では今後もソフトボールの普及と振興を目的に、新規加盟のチームを募集しています。職場や気の合う仲間同士でチームを作られて、どしどしご参加ください。

【問い合わせ先】  
西原村ソフトボール愛好会事務局  
倉田・坂本  
☎279-13111 (役場内)



## 秋季ソフトバレー大会 《優勝》男女の部「ロイズ」



9月20日、西原村バレーボール協会主催「秋季ソフトバレー大会」がトレーニングセンターで開催されました。今大会には、男女混合チーム・特別枠として中学生チームの特別参加による白熱した試合が繰り広げられました。

結果は、男女混合の部として、「ロイズ」が優勝しました。

11月29日には、冬季大会を予定していますので皆さんお誘い合わせのうえ、ご参加ください!

【問い合わせ先】  
西原村バレーボール協会事務局  
☎279-13111 (役場松永・堀田)

## にしはら保育園・阿蘇 ここのとり保育園で運動会

9月27日、阿蘇ここのとり保育園、10月12日、にしはら保育園でそれぞれ運動会が開催されました。

にしはら保育園の運動会は台風19号の接近に伴いトレーニングセンターでの開催となりましたが、両保育園とも、この日のために先生たちと一生懸命練習してきた成果を観覧に訪れたお父さんやお母さん家族みんなにお披露目していました。

会場は園児と保護者の笑顔であふれていました。



にしはら保育園



阿蘇ここのとり保育園

## にしはら女性活動 推進協議会視察研修



9月28日、にしはら女性活動推進協議会による視察研修が行われ、参加者29名で宇城市小川町を訪れました。

訪れた小川町は、古民家を借り受け修復復元された「風の館・塩屋」において、町おこし女性グループ「風の会」が活躍されており、これまでの地域活性化に向けた取組について講話をいただきました。

参加者は、郷土料理を味わい、職人の指導のもと「和菓子」「蒲鉾」「布草履」「数珠」づくりを体験しながら、魅力ある街づくりについて話が弾んでいました。



## 「職場体験学習」民の子塾

西原中2年生67名が村内23の企業や飲食店等の協力により、「職場体験学習」民の子塾が9月29日から10月3日まで5日間の日程で行われました。

この事業は、地域の方々とのふれ合いを深め、地域社会の一員としての自覚を持ち、職業観や労働観を学び、自分の進路について意識を高めてもらうことを目的とした取組です。

生徒たちは、普段できない貴重な体験ができたと感じを述べていました。

ご協力頂いた事業所の皆様には大変お世話になりました。



## 「西原中農業宿泊体験事業」里の子塾



西原中一年生による農業宿泊体験事業が9月29日から10月1日の2泊3日の日程で72名の生徒が18軒の農家に泊まり込み、農作業を体験しました。それぞれの農家で甘藷掘りや選別、栗拾い、牛の世話などを行っていました。慣れない仕事ばかりで大変と言っていました。みなで協力して仕事をしていました。

自然とふれ合い、郷土を知り、食の大切さや家族の協力など、学校生活と違った体験を味わっていたようです。

ご協力頂いた皆様、大変お世話になりました。

## 小学5年生が

## 「環境学習」風の子塾

9月26日、河原・山西両小学校の5年生を対象とし、環境学習「風の子塾」が開催されました。この学習会は、にはらウインドファームの運営に出資している電源開発とアサヒビールの主催によるものです。児童たちは、手作りの風を揚げて風の力を体感したり、風車タワー内部の見学などを通じ、環境への理解を深めることができました。



## 「白糸の滝 収穫祭」



10月11日、滝地区交流農園において、「白糸の滝 収穫祭」が開催されました。この事業は、滝地区の主催によるのもので、県内各地から約60名が参加して、鎌を使っての稲刈りや脱穀、イモ掘り体験を行いました。

また、収穫終了後には、滝地区の方々や参加者によるバーベキューが行われ、交流を深めました。参加者からは、「手作業での稲刈りが体験できて楽しかった。来年も親子で参加したい。」などの声が聞かれました。

## 行政相談委員「荒木昭二」さん「総務大臣表彰」受賞



行政相談委員として多年にわたって活躍されている、荒木昭二さん（前鶴）が「総務大臣表彰」を受賞され、10月15日西原村役場において日置和彦村長立ち会いのもと、古澤総務省熊本行政評価事務所長よりその表彰状が伝達されました。

行政相談委員は行政相談委員法に基づき、行政運営の改善等に熱意を有する方に総務大臣が委嘱するものです。

荒木さんは、行政相談委員として平成7年4月から現在まで19年間、住民の皆様の毎日の暮らしの中で感じた役所の仕事についての苦情や要望などを直接受け付け、住民と国・役場のパイプ役となり、その解

決・実現のお手伝いをされています。その活動が他の模範となる等の功績が認められ、今回の受賞となりました。

荒木さんには、日頃から行政相談業務に熱心な取り組みをいただいております。今後も地域住民の気軽な相談窓口として引き続き尽力をお願いしたいと思います。

## 第69回熊本県民体育祭 西原村選手大活躍

9月20日、21日の両日で、山鹿市を主会場に第69回熊本県民体育祭山鹿大会が開催されました。西原村からも阿蘇郡市の代表として8競技に38名が出場されました。

軟式野球競技においては、西原紳士クラブが昨年に続き連覇はならなかったものの、堂々の準優勝や陸上競技男子29歳以下砲丸投げでは、村上祐紀（河原団地）さんが堂々2位と素晴らしい成績を残されました。

なお、平成28年度には、第71回熊本県民体育祭阿蘇郡市大会が開催（西原村では、女子ソフトボール競技と銃剣道競技を予定）されることになりました。これから開催に向

けて準備を進めてまいります。皆様方のご協力を宜しく願います。なお、西原村から出場した競技の上位入賞は次のとおりです。

陸上競技 男子29歳以下砲丸投げ  
2位 村上祐紀さん

球技 西原紳士クラブ  
準優勝 ソフトボール女子  
3位

（東愛美・日高亜依・古田春菜）



準優勝の西原紳士クラブ

## 秋の全国交通安全運動 「タッチ運動」



9月29日、午前10時から大津警察署他関係団体および阿蘇ここのとり園児13名で「タッチ運動」をJA西原中央支所で行いました。ユッピーといっしょに「安全運転でおねがいします」と大きな声で呼びかけると、ドライバーの皆さんは笑顔で応えている様子でした。

# 秋季全国火災予防運動の実施について

火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに財産の損失を防ぐことを目的として実施されます。

**実施期間：平成26年11月9日（日）～15日（土）**

**統一標語：『もういいかい 火を消すまでは まあだだよ』**

尊い生命と財産を護り、安全、安心な生活をするためにもう一度、火災危険要因のチェックを行ってください。

西原村消防団・熊本市消防局



## みんなで作ろう！安心の街

### ●子どもと女性の犯罪被害防止

#### 地域住民で見守り活動

登下校中の子ども達と地域の方が挨拶や会話をする事で信頼関係を築き、不審者（車）等が近づく隙を与えない。

※防犯ブザーを必ず持たせましょう。

大津署管内でも「わいせつ・声かけ事案」が散発しています。



### ●振込詐欺防止

#### 特殊詐欺被害が多発しています。

オレオレや還付金詐欺の他最近、株や儲け話などを巧みに持ちかけ、被害に遭われる方が増えています。被害に遭われている方のほとんどが振込詐欺について知っておられますが、自分が被害に遭うとは思ってられません。あらかじめ、最新の手口や防犯対策を知っておきましょう。



※たとえば在宅中でも留守電設定にされている方もいらっしゃいます。

「自分たちのまちは自分たちで守る」という気持ちを！

安全で安心なまちづくりを実現するためには、地域のみなさんの協力が必要です。

※防犯ボランティアの活躍（普段から挨拶を交わす、地域の輪）

登下校時の見守り活動、青パトによる巡回活動

●「危険ドラッグ」は、使用すると呼吸困難や意識障害を起こすことがあります。使用後に重大な交通事故も起きています。一度の使用が人生を台無しに！！

「危険ドラッグ」とは、・・・

化学物質を混入させた植物片等で、体内摂取により有害性が疑われるものを言います。

危険ドラッグには乾燥植物片状、粉末状、液体状、固体状といった様々な形態があり、「合法ハーブ」「アロマ」「リキッド」「お香」等と称して販売されています。

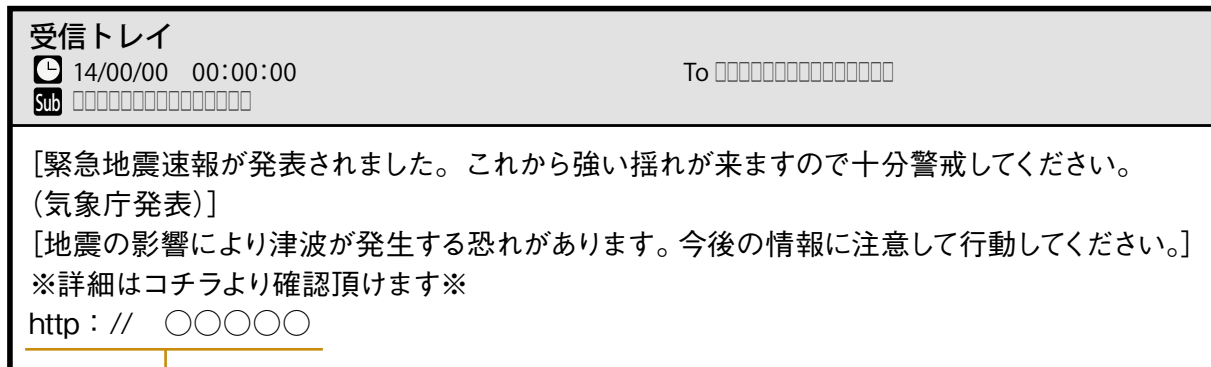


# 緊急地震速報を装った迷惑メールにご注意ください

緊急地震速報を装った以下の例のような迷惑メールが発生しております。このような迷惑メールは、気象庁とは全く関係ありません。

心当たりのないアドレスから届いた緊急地震速報を装ったメールや、知らないアカウントで投稿された緊急地震速報を装ったSNSの投稿などについて、記載されているリンク先にアクセスしないようご注意ください。

## ●迷惑メールの一例

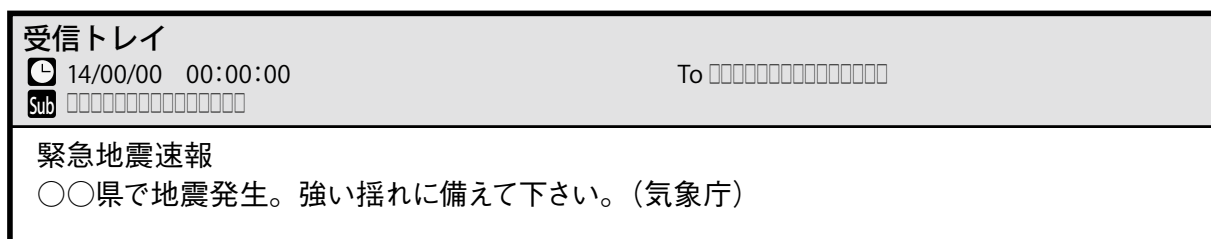


迷惑メールの多くには、このようなリンク先が示されています。  
リンク先にはアクセスしないようご注意ください。

**もし、このような迷惑メールによって金銭的な被害を受けた等ありましたら、速やかに  
お近くの警察署に被害届を出すようお願いいたします。**

気象庁が発表する緊急地震速報（警報）を伝える正しい緊急速報メール例は以下の通りです。

## ●気象庁発表の緊急地震速報（警報）を伝える緊急速報メールの例 正



- ・本文にリンク先は記載していません。
- ・通常メールとは異なり専用の報知音でお知らせします。
- ・緊急速報メールの詳細については携帯電話各社（NTT ドコモ・au・ソフトバンク・ワイモバイル等）の緊急地震速報配信に関するホームページをご覧ください。

## ●事業者のサービス等でメールを受けている場合

地震動の予報業務許可を持つ民間の事業者、または民間の配信事業者による緊急地震速報のメール配信等のサービスに申し込み、利用される場合は、メールの配信元アドレスやメールの文面等の詳細を各配信事業者のホームページや案内等でご確認ください。

配信の申し込みをしていないのに緊急地震速報を装ったメールが届いたり、心当たりの無いアドレスから緊急地震速報を装ったメールが届いた場合は、記載されているリンク先にアクセスしないようご注意ください。

**【問い合わせ先】 気象庁地震火山部管理課 ☎ 03-3212-8341（内線 4585）**

既存井戸をお使いの皆さまへ

# 地下水採取許可申請はお済みですか？

平成 24 年 9 月以前から下記に該当する井戸（既存井戸）をお使いの場合は、熊本県地下水保全条例により平成 27 年 9 月末日までに許可申請が必要です。

許可の申請が必要な井戸

揚水機（ポンプ）の吐出口（ポンプ本体から管に水がでる部分）の断面積が 19 平方センチメートル（直径約 5 センチメートル）を超える井戸（田畑等のかんがい用を除く。）

## ■許可申請に必要となる書類

※申請書の様式は熊本県ホームページからダウンロードすることができます。

- ① 地下水採取許可申請書（別記第 8 号様式）
  - ② 水量測定器に関する書類（別記第 9 号様式）
  - ③ 地下水の利用に関する計画書（別記第 10 号様式）
  - ④ 揚水設備の設置の場所を示す図面（様式任意）
  - ⑤ 揚水設備の構造図（様式任意：ポンプ構造図を含む）
- ※揚水試験結果書、地質柱状図（保存されている場合）
- ⑥ 地下水使用合理化計画書（別記第 19 号様式）
  - ⑦ 地下水涵養計画書（別記第 21 号様式）

## ■申請書提出先

井戸が存在する市町村の担当窓口  
西原村に井戸が存在する場合の提出先は西原村役場企画商工課になります。

できるだけ早めの申請をお願いします。  
(平成 27 年 9 月末日までに許可を受けていただく必要があります。)

※申請の手続きについて説明を受けたい場合は、熊本県環境立県推進課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 熊本県環境立県推進課 ☎096 - 333 - 2272

## 熊本県人権子ども集会

10 月 11 日パークドーム熊本で熊本県人権子ども集会が開催され、「児童生徒を主体とした集会活動を通して、すべての人々の人権意識の高揚を図るとともに、部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、一人ひとりの人権が尊重される人権共存社会の実現を目指す。」ことを目的とした集会です。

西原村から児童生徒・保護者・先生方約 70 名が参加されました。

子ども達による体験活動報告があり、「話す勇氣・気づく力」の大切さなど発表されました。

また、「お互いにおかしいことをおかしいとはっきり言い合いながら共に成長し、差別やいじめをなくす“本当のなかま”になり、みんなが楽しく笑顔で過ごせる未来をつくっていきましょう。」と集会アピールがされました。

参加した中学生は、「たくさんの体験活動報告を聞いて、差別やいじめがどれだけ悲しく、恐ろしいものかをあらためて感じました。まずは、学校から差別やいじめを絶対にしない、させない関係づくりに努めたい。」と話していました。



## 地籍調査における杭や鋌などの管理について

西原村では平成2年度より地籍調査を実施し、村内約8割の土地の調査が完了しています。

村内のいたる所の地籍調査が完了した土地に、杭や鋌などが設置してあります。

下記のような地籍調査の杭や鋌などの、保護や管理、そして取扱いにご注意くださいますようお願いいたします。

### 【筆界杭(境界杭)の場合】

土地の境界に打たれた杭で、主に上部が赤色のプラスチック杭にナンバープレートなどを設置しています。皆様にとって大切な杭ですので、保護管理に努めてください。

※地籍調査後の境界杭の復元は、個人負担となります。

境界杭は皆様の財産(土地)を守る大切なものです!(境界の点はすべて番号で管理しています。)



ブラ杭にナンバープレートを打設した境界杭



ナンバープレートをそのまま設置した例



三方境界などに打設される筆界基準杭

### 【測量杭(測量基準杭)の場合】

測量業者が測量基準杭(トラバー杭)として、主に上部が白色のプラスチック杭や鋌(アルミ、真鍮等)などを打設しています。境界復元などに使用する、測定の基準となる大事なものですので、勝手に動かさないでください。移動、撤去が必要な場合は、必ず役場地籍調査係まで連絡ください。



白色のプラスチック杭



アルミ鋌



真鍮鋌

【問い合わせ先】 役場産業課地籍調査係 ☎ 297-4417 (直通)

## 「林業労働災害防止キャンペーン実施中」

県では、林業労働災害のない明るい職場づくりを目的に、林業労働災害防止キャンペーンを実施中です。

全国的に、伐木集材作業中の死亡災害が多発しており、県内においても、本年に入り2件の死亡災害が発生しています。作業には十分な安全対策をお願いします。特にかかり木の処理は大変危険です。かかり木の伐採、投げ倒し(浴びせ倒し)、枝切り、元玉切りは禁止事項です。専門の道具やウインチを使うなど、安全な方法で処理を行ってください。



【問い合わせ先】 阿蘇地域振興局農林部林務課 ☎ 0967-22-1117  
役場産業課経済係 ☎ 096-279-4396

## 税務課からのお知らせ（償却資産に係る固定資産税について）

### ○償却資産に係る固定資産税とは

法人や個人で事業（工場・商店・農業・アパート経営等）を営まれている方が、その事業の為に用いている構築物、機械、器具、備品等で減価償却の対象となるものを償却資産といい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

また、土地・家屋と異なり申告制になっており、償却資産の所有者は毎年その償却資産が所在する市町村の長に、その年の1月1日現在の償却資産の状況を申告することになっています。

### ○申告が必要な償却資産

償却資産の対象になる資産は事業に用いる資産で以下の6項目に分類されます。具体例としては以下のようなものがあります。

|   | 項目      | 具体例   |
|---|---------|---|
| 1 | 構築物     | 舗装路面、広告塔、フェンス、緑化施設、門や外灯、畜舎<br>堆肥舎、農業用ハウス、受変電設備等 |
| 2 | 機械及び装置  | 工作機械、建設用機械、農業用機械、食品加工設備、運搬設備、<br>太陽光発電設備等       |
| 3 | 船舶      | モーターボート、砂利採取船等                                  |
| 4 | 航空機     | ヘリコプター、グライダー等                                   |
| 5 | 車両及び運搬具 | 貨車、構内運搬具、大型・小型特殊自動車（車両ナンバーを付けていないもの）            |
| 6 | 工具・器具備品 | 建設・測定用器具、事務機器類、電気器具、陳列棚、医療器具類、自動販売機等            |

※次のようなものは課税の対象になりません。

- ①無形減価償却資産
- ②使用可能期間が1年未満の資産
- ③取得価額が10万円未満の資産で法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの
- ④取得価額が20万円未満の資産で法人税法等の規定により3年間で一括して均等償却するもの
- ⑤自動車税及び軽自動車税の対象となるもの

※ただし、③④の場合であっても、個別の資産ごとの耐用年数により通常の減価償却を行っているものは課税の対象になります。

### ○償却資産の申告をお願いします。

償却資産は、法人・個人を問わず事業者自らが市町村に申告するもので、西原村に償却資産を所有する方は資産の多少にかかわらず毎年1月1日現在の所有状況を1月31日までに申告していただくこととなります。（課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません）

個人の事業主（農業、不動産業、発電出力10kw以上の太陽光発電を設置している方等）でも固定資産税が課税されることもありますので、忘れずに申告いただきますようお願いいたします。

申告書については、役場税務課に設置しておりますので、事前にご連絡いただきますようお願いいたします。

なお平成26年1月1日時点で償却資産の申告書を提出されている方には、12月中に申告書を送付します。

**【問い合わせ先】 役場税務課 ☎ 279-4395（直通）**

## 国税だより(平成26年11月発行分より)

### ○ 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されています

平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象となる方が拡大され、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税の申告が必要ない方も含まれます。)は、売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する金額等を帳簿に記載し、その帳簿や取引に係る請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

なお、制度の詳細については、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧ください。

また、税務署が実施する「記帳説明会」等については、最寄りの税務署の所得税担当までお問い合わせください。

### ○ 一個人事業者の方へー 消費税の届出書の提出はお済みですか？

現在、消費税の免税事業者の方で、平成24年分の所得税の確定申告等において、消費税の課税売上高が1,000万円を超えた方は、平成26年分は消費税の課税事業者となります。ただし、平成23年6月の消費税法の一部改正により、前々年分の課税売上高が1,000万円以下であっても課税事業者となる場合がありますのでご注意ください。

課税事業者となった場合には、「消費税課税事業者届出書」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出することが必要となります。

また、平成27年分が課税事業者となる方で、新たに簡易課税制度の適用を受けようとする方(平成25年分の消費税の課税売上高が5,000万円以下の方に限られます。)は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を平成26年中(12月31日まで)に納税地の所轄税務署長に提出することが必要となります。

なお、簡易課税制度の適用を受けた方は、事業を廃止した場合を除き、2年間以上継続した後でなければ、この適用をやめることはできません。

平成26年3月に消費税法施行令の一部が改正され、簡易課税制度のみなし仕入率の見直しが行われていますので、改正の内容を確認して提出してください。

おって、改正の内容や消費税の届出等についてお分かりになりにくいことがありましたら、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。か、最寄りの税務署まで、お気軽にお尋ねください。

#### 【問い合わせ先】

阿蘇税務署(☎0967-22-0551) ※自動音声案内に従い「2」を押してください。

## 特設「人権相談所」開設

日時 : 12月4日(木) 午前10時から午後3時まで  
場所 : 西原村構造改善センター  
相談員 : 西原村人権擁護委員

こんなことでお困りの方は、  
お気軽にご相談ください。

- ◎差別や人権問題で困っているとき
- ◎家庭内のことや隣近所との関係で悩んでいるとき
- ◎相続・遺言で悩んでいるとき
- ◎いろいろな心配ごとや困りごとで悩んでいるとき





# おひさま通信

「あ！木にお花が咲いている！！ そ・し・て お花が落ちている!!!」満開を迎えたひろばの大樹『銀木犀』と、その下に広がるクリーム色の香りの絨毯を発見した、3才の男の子のつぶやきです。ちっちゃな詩人の誕生に、お母さんたちの心もほころんで、穏やかな秋の一日が流れました。さて、10月も新しい利用者さんがお見えになり、新たな出会いが生まれています。まだひろばデビューをなさっておられない皆さんも、遊びにいらっしやいませんか？

## 11月の活動予定

11月16日に開催される西原村ふれあいまつりにおいて、木育体験コーナーを設置します。木の迷路や、積木など、木製玩具であそびませんか。また、木工体験も行います。  
ご質問は子育てひろばまでお問い合わせください。



ひろばでは、ご不要になられたベビーベッドの寄付をお尋ねしております。  
※おねがい お心当たりの方は、西原村子育てひろば(☎:279-3252)までご連絡ください。

◎にしはら保育園では、家庭において、一時的に保育を受ける事が困難になった乳幼児について、一時預かりを行っています。ご相談下さい。 **子育てひろば☎ 279-3252** **にしはら保育園☎ 279-2054**

## 備えあれば…

# 災いを防ぐ!

## 秋季火災予防週間

平成26年11月9日～11月15日  
火災の発生しやすい季節がやってきました。

「もういいかい 火を消すまでは まあだだよ」

### 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント —3つの習慣・4つの対策—

#### 3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

#### 4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具や衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ・お年寄りや身体の不自由な人たちを守るために、隣近所の協力体制をつくる。

総務課 防災係 ☎ 279-3111【内線 212】

## 国保通信

〈平成26年9月末現在〉

国保加入世帯数 1,063世帯 -10

被保険者数 1,977人(104人) -13

※( )は退職被保険者数 比較は前月末  
9月支払(7月診療分)

療養給付費(一般+退職): 42,617,414円

### ■ワンポイントこくほ

お薬手帳を持ちましょう!

「お薬手帳」とは、あなたが使っている薬に関する記録をつけておくためのものです。

自分の使っている薬や、薬によるアレルギー経験を正確に知り、医師や薬剤師に伝えることはとても重要なこと。病院や薬局に行くときは必ず持って行きましょう。



住民課 国民健康保険(給付)☎ 279-4389

みんなが、子育てしやすい国へ。  
すくすく  
ジャパン!

# 子ども・子育て支援 新制度が始まります!

## ○子ども・子育て支援新制度とは?

平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が成立し、消費税の引き上げによる財源の確保を前提にスタートする制度です。

保育園や幼稚園などを利用する場合は、保護者の就労状況などをもとに利用の為の支給認定を受ける必要があります。

支給認定には、保育の必要性和年齢区分に応じて次のとおり 3 つの区分が設けられ、認定された区分によりニーズに合った利用先が決まります。

| 認定区分 | 対象となる児童                               | 利用可能な施設                      |
|------|---------------------------------------|------------------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上で幼稚園などで教育を希望する場合                 | 幼稚園・認定子ども園                   |
| 2号認定 | 満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育園などでの保育を希望する場合 | 保育園・認定子ども園<br>※希望者は幼稚園の利用も可能 |
| 3号認定 | 満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育園などでの保育を希望する場合 | 保育園・認定子ども園<br>家庭的保育事業など      |

## ○幼稚園や保育園などを利用するには?

- ・現在保育園、幼稚園などをご利用の方も手続きが必要となります。関係書類は役場住民課に用意してありますのでお問い合わせください。



### 【手続きに必要な書類】

- ・支給認定申請書兼施設利用申請書(子供1名につき1枚)
- ・家庭状況調査書
- ・雇用状況が確認できる書類(世帯により異なります)

### 【申込期間】

平成 26 年 11 月 4 日(火)～12 月 5 日(金)

### 【提出先】

ご利用を希望される幼稚園または、西原村役場住民課窓口  
※保育園へは提出しないでください。

### [問い合わせ窓口]

役場住民課  
子ども・子育て支援新制度  
担当 小谷、中村  
☎ 279-4397(直通)



## ○保育園を利用希望の場合の「保育の必要な事由」について

家庭が以下に掲げるような状態にあり、家庭での保育が困難で、児童に対する保育が必要であると認められる場合保育園の利用が可能となります。

- ・保護者が就労している場合
- ・産前、産後間もない場合
- ・保護者が疾病または、心身に障がいをもっている場合
- ・長期間にわたり介護が必要な親族を常時介護している場合
- ・災害等の復旧に当たっている場合
- ・起業準備を含む、求職活動を継続して行っている場合
- ・虐待や、DVの恐れがある場合

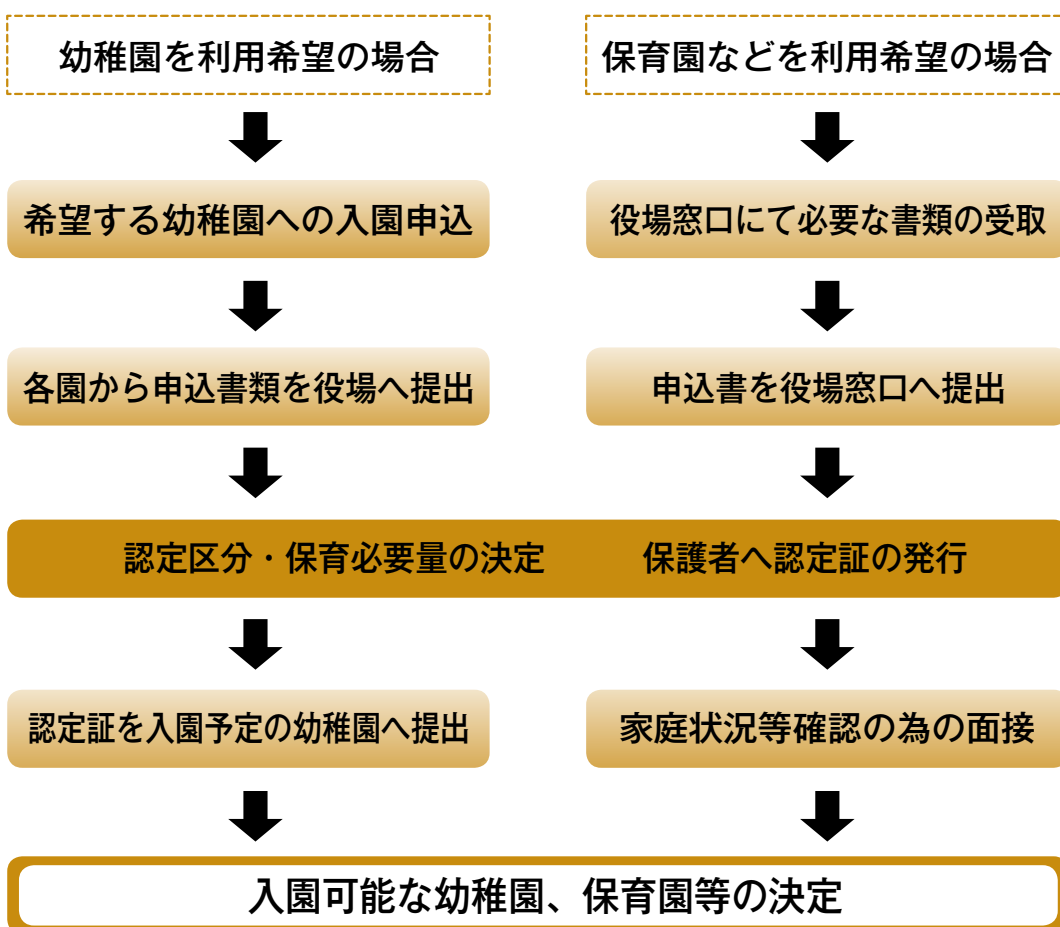
## ○保育の必要量について

- ・保護者の就労時間等に応じて、標準時間、短時間の2種類の区分が設けられます。

標準時間…保護者の就労時間 1月当たり 120時間以上の家庭  
1日当たり 11時間の保育利用が可能(超過分は延長)

短時間……保護者の就労時間 1月当たり 120時間未満の家庭  
1日当たり 8時間の保育利用が可能(超過分は延長)

### ～利用手続きの流れ～



# くまもと家庭教育支援条例

## \*くまもと家庭教育支援条例

今月号から2015年2月号まで「くまもと家庭教育支援条例」を掲載します。

家庭は、教育の原点であり、全ての教育の出発点である。基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心や自制心などは、愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、家庭で育まれるものである。私たちが住む熊本では、子どもは地域の宝として、それぞれの家庭はもちろんのこと、子どもを取り巻く地域社会その他県民みなで子どもの育ちを支えてきた。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会が変化している中、過保護、過干渉、放任など家庭の教育力の低下が指摘されている。また、育児の不安や児童虐待などが問題となるとともに、いじめや子どもたちの自尊心の低さが課題となっている。

これまで、教育における家庭の果たす役割と責任についての啓発など、家庭教育を支援するための様々な取組が行われてきているが、今こそ、その取組を更に進めていくことが求められている。

こうした取組により、各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、その役割を認識するとともに、家庭を取り巻く学校等、地域、事業者、行政その他県民みなで家庭教育を支えていくことが必要である。

ここに、子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる熊本の実現を目指して、この条例を制定する。



## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、家庭教育の支援に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保護者、学校等、地域住民、地域活動団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、家庭教育を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、家庭教育を支援するための施策を総合的に推進し、保護者が親として学び、成長していくこと及び子どもが将来親になることについて学ぶことを促すとともに、子どもの生活のために必要な習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達に寄与することを目的とする。

\*次号は第2条(定義)から第5条(市町村との連携)です。

いのちの教育  
子どもの人権  
「子どものくせに…」、「子どもだから…」と、一方的に決めつけてしまう気持ちがありませんか？

### ■ どんな課題がありますか？

#### ・児童虐待

保護者が18歳未満の子どもに行う身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、養育の怠慢・拒否(ネグレクト)。

#### ・いじめ

子どもが一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。

#### ・性的搾取

国内外での児童買春やインターネット上における児童ポルノのはんらんなど、児童を性的な商売の対象にすること。

### ■ わたしたちができることは？

子ども一人の人間として尊重し、それぞれの違いや個性を大切にしましょう。

学校・家庭・地域など社会全体で子どもを守り、育てる意識を持ちましょう。

子どもを一人の人間として尊重することは、放任することでも、わがままを許すことでもありません。子どもは、自身の権利を行使しながら、みんなの権利を実現するために必要なルールや責任について学び、成長します。子どもの個性、考えや願いを受けとめ、尊重しながら、「子どもにとって一番よいことの実現」のために、必要な支援をすることが大切です。

そのためにも、子育ての責任を保護者だけに押しつけるのではなく、社会全体で果たすことが求められています。

熊本県「人権研修テキストV」より



The 2014 World Cup in Brazil may have finished only a few months ago but the next big football event is already underway. Euro 2016 is the European version of the World Cup. European teams compete in qualifying group stages before the main tournament starts on the 10th June 2016. It is held every four years, like the World Cup.

The 2016 tournament will be held in France. The last tournament they hosted was the World Cup, 16 years ago, when they defeated Brazil 3-0 in the final. The champions at the last European tournament were Spain in 2012.

Scotland last played at the European Championships in 1996 when the competition was held in England.

Scotland have been given a tough group for the 2016 competition, with current World Cup holders Germany in the same group, along with fellow Celtic compatriots, the Republic of Ireland.

The European Championships will feature 24 teams. Qualifying started on September 7th and there are 53 teams competing in 9 groups. The hosts France qualify automatically for the main tournament.

You can follow the progress leading up to the tournament online; just type: [www.euro2016.com](http://www.euro2016.com) into your browser for the latest results and news.

2014 FIFA ワールドカップブラジル大会が数ヶ月前に終わったばかりですが、世界ではワールドカップのヨーロッパ版ともいえる、次なる大きな大会UEFA EURO 2016 の動きが出ています。2016年6月10日開幕の本大会に向け、ヨーロッパ各国で予選が繰り広げられており、この大会もワールドカップのように4年に1度の大会となります。

2016年の大会はフランスで行われますが、フランスは16年前のFIFA ワールドカップフランス大会決勝において、ブラジルを3-0で下し見事優勝を飾っています。ちなみに、2012年のヨーロッパ予選における優勝国は、スペインでした。

スコットランドも1996年にイングランドで行われたヨーロッパ予選に参戦していますが、今回の2016年大会予選では、ワールドカップ優勝国のドイツをはじめ、同じケルト族であるアイルランドが同グループにいるなど、厳しい戦いが予想されます。

ヨーロッパ大会は、すでに9月7日から53の国・地域が9つのグループに分かれ予選が始まっており、24チームの出場枠を懸けて戦いが繰り広げられています。なお開催国フランスは、自動的に本大会出場権が確保されています。

ぜひ、インターネット ([www.euro2016.com](http://www.euro2016.com)) で試合の経過を見てみてください。

## 11月は児童虐待防止推進月間です

平成16年度から、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、社会的関心の喚起を図るために、集中的な広報・啓発活動を行っています。児童虐待は、子どもの生命に危険を及ぼすだけでなく、心にも深い傷を残すこととなります。



地域全体で取り組むことで、発生予防や早期発見につながります。あなたの周りに「気になる子ども」はいませんか? 「もしかしたら」と感じたら、すぐに、役場住民課や、県の児童相談所及び阿蘇地域振興局などに連絡してください。あなたの一報で救われる子どももいます。連絡は匿名でおこなうことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

児童虐待とは、以下の4つの種類があります。

- 身体的虐待 殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶるなどの行為
- 性的虐待 子どもへの性行為、性的行為を見せるなどの行為
- ネグレクト 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にするなどの行為
- 心理的虐待 言葉による脅し、無視、子どもの前で家族に暴力をふるうなどの行為

**【問い合わせ先】 児童相談所全国共通ダイヤル ☎0570-064-000 (最寄りの児童相談所につながります)**  
**役場住民課 健康福祉係 ☎279-4397 (直通)**

# 図書室からのお知らせ♪

西原村生涯学習センター図書室  
☎ 279-4425

10月より、今年2回目の本の交換会を開催しています。以前購入した本を持ち寄ったり、お気に入りの本があれば、自由に持ち帰ることができます。話題だった本もありますので、一度のぞいてみませんか？(11月30日まで開催)

気候のいいこの季節は、読書だけでなく芸術、スポーツ、食欲、行楽などいろいろな秋が楽しめます。図書室で、そのヒントを見つけてみるのもいいですね。

## 新着図書・おすすめ図書のご紹介



### 龍のすむ家 クリス・ダレーシー (著)

下宿人募集一ただし、子どもとネコと龍の好きな方。そんな奇妙なはり紙を見て行った先は、まさに“龍だらけ”の静かな一軒家だった。家じゅうに陶器の龍が置かれ、ひっこし祝いに「特別な龍」を作ってくれた。英国でロングセラーのシリーズ本です。



### 子どもの写真整理術 Emi (著)

「写真整理、やりたい気持ちはあるけど、忙しくて時間がない」「デジカメだとプリントするタイミングがつかめない」そんなお悩みをすべて解決してくれる、1年で1冊、1カ月1見開きのシンプルな“とっておきアルバム”をつくってみませんか？



### 「逃げるが勝ち」が身を守る 武田信彦 (著)

凶悪で陰湿な犯罪が目立つ昨今、安全を指導するカリスマ講師として全国でひっぱりだこの「安全インストラクター」の武田信彦氏。武田氏の教える護身術は、軽い動きのエクササイズのようなもので、初心者でもカンタンで大好評！あなたの安全力をアップする本です。



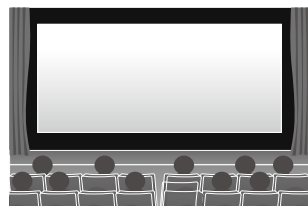
### 狂言えほん ぶす もとした いづみ (著)

「むかし、あるお屋敷に、主人と二人の家来がいました。ある日、主人は「このつぼには『ぶす』というたいへんな毒が入っている。くれぐれも近寄らないように」と家来に言いつけて、出かけていきました。「ぶす」を見てみたくなった二人の家来がとった行動とは、いったい。

## 西原村人権フェスティバルの開催について

教育委員会では、西原村人権フェスティバルを下記のとおり開催致します。多くの方のご来場をお待ちしています。

- 日時 12月7日(日) 午前9時30分から  
場所 構造改善センター  
内容 ・小中学生作文発表  
・DVD上映



【問い合わせ先】

西原村教育委員会 ☎ 279 - 4424

## 「にしはら文化祭」作品展のお願い

教育委員会では、11月15・16日に「にしはら文化祭」を、村民体育館および生涯学習センターにて開催します。

住民の皆様の日ごろ家庭でつくられた作品を募集いたします。

作品展のご協力をいただけます方は11月12日までに教育委員会にご連絡をお願いいたします。



【問い合わせ先】

西原村教育委員会 ☎ 279 - 4424

「一人ひとりが「主役」になる場所がある」防衛省

## 平成26年度 自衛官等募集

◇募集種目：高等工科学校生徒◇

|    | 募集人員    | 受験資格   | 受付期間<br>(締切日必着) | 試験期日   | 試験   | 待遇・<br>その他                              |
|----|---------|--|-----------------|--|--|---|
| 推薦 | 約 60 名  | 男子で中卒(見込含) 17歳未満の者(※推薦については中学校長等の推薦等が別途必要です) | 11/1(土)～12/5(金) | 1/10(土)～1/12(月)<br>(指定する1日)<br>試験場：神奈川県                          | 口述試験<br>筆記試験<br>(作文含)<br>身体検査                    | 生徒手当<br>94,900円/月額                      |
| 一般 | 約 260 名 |  | 11/1(土)～1/9(金)  | 1次：1/24(土)<br>試験場：阿蘇市<br>(阿蘇地域振興局)<br>2次：2/5(木)～8(日)<br>(指定する1日) | 国・社・数・理・英<br>(択一式)<br>作文(500字程度)<br>口述試験<br>身体検査 | 期末手当<br>2回/6・12月<br>週休2日制<br>祝日 年末年始休暇等 |

※身分は特別職国家公務員(生徒)になります。【自衛官ではありません】

※詳しくは、問い合わせ先まで

【問い合わせ先】自衛隊熊本地方協力本部 阿蘇地域事務所 ☎0967-22-4575

主催 西原村商工会  
後援 西原村教育委員会

## 第6回ミニバレーボール大会の開催

今回で6回目の開催となる西原村商工会青年部主催のミニバレーボール大会が開催されます。皆様の体力向上や親睦と融和を図ることで、明るい西原村づくりの実現を目的としています。村民の皆様の多数のご参加をお待ちしています。

開催日時 11月25日(火) 19時から

場所 西原村トレーニングセンター

募集及びチーム編成 ・4人制(1チーム5名)。男女混合(必ず女性は2名以上) 8チーム、女性12チーム。ただし先着順。

・西原村在住の高校生以上

申し込み 申込用紙を記載のうえ、参加料1チーム1,000円を添えて西原村商工会にお申し込みください。

※申込用紙は西原村商工会にあります。

その他 傷害保険は各自のご加入をお願いいたします。

【問い合わせ先】西原村商工会 ☎279-2295



## 全国地域安全運動

「出発式」「キャンペーン活動」実施！

10月11日(土)、大津署管内4市町村の防犯活動出発式およびキャンペーン活動が行われました。

西原村防犯パトロール隊、少年警察ボランティア協議会西原支部、西原駐在所、大津警察署員により萌の里で防犯グッズを配布、その後パトロール巡視が実施されました。



# 「結活」 in 西原村 ～赤い糸、結びませんか？～

西原村で1泊2日の出逢いのイベントを開催します。結婚願望を抱きながらも出逢いのきっかけがない人。またそのような機会を熱望している人などのご参加をお待ちしています。

【開催日】 1泊2日

平成26年12月20日(土)・21日(日)

【参加資格】

男性：未婚で村内在住の20～45歳まで

女性：未婚で県内在住の20～45歳まで

【参加費】

男性：4,000円／女性：3,000円

【募集人数】

男性20名程度／女性20名程度

【参加申込】

申込用紙にてお申し込み下さい。

※申込用紙は、役場窓口受取及び西原村HPからダウンロード可能です。TEL対応可

【申込期限】平成26年12月8日(月)

《第1日目》

14:00 受付開始 → 出逢いの縁側ベンチ →

フリートーク → 初共同作業(夕食作り) →

夕食 → 風の里(ロッジ)

《第2日目》

9:00 座席争奪村内観光 → 最終フリートーク

→ 意思表示タイム → 12:00 解散

※内容は天候等により変更する場合があります。

「結活」 in 西原村に関するお問い合わせは、  
西原村 YUIKATHU 実行委員会 (西原村役場内)  
TEL096-279-4424 / FAX096-279-3506  
西原村ホームページ  
<http://www.vill.nishihara.kumamoto.jp>

## 第4回西原リレーマラソン大会 (ハーフ21.0975km) 主催：西原村陸上競技会

～仲間を集めて絆を深めよう！！～

日時 12月6日(土)

場所 西原村民グラウンド 特設コート

参加資格 1チーム3人から21人のチーム制。

(ファミリー、クラス、部活、職場、ご近所等自由)

※小学生以上で1km以上走れる人。

※個人での参加は当日チーム編成します。

参加費 1人300円(1日保険含む)

申込方法 11月30日までに西原村陸上競技会へお申し込みください。

【申込・問い合わせ先】西原村陸上競技会 河上 ☎279-2461 ☎090-1519-2935(携帯)



## NISHIHARA BABY みてみて！未来のにしはらヒーロー・ヒロインたち！

「お誕生学級」におじゃまして、写真を撮らせて頂きました。みんなむぞらしかですね！

やました めいさ  
山下 芽紗ちゃん



幸之助さん・梨乃さん(馬場)  
おにいちゃんおねえちゃんといっ  
ぱいあそんで元気に育つてね。

まつなが はる  
松永 羽留くん



健太さん・まさみさん(高遊東)  
るいおにいちゃんいっぱい遊  
んでね。

やまもと かえで  
山本 楓くん



瑞樹さん・友希さん(小森)  
ありがとう。いつも温かく見  
守ってるよ♥ パパ・ママより



## お知らせ

### 発見！広がる未来（第74回科学展）

「なぜ?」「どうして?」自然のなぞ解きにせまる子どもたち。県内の児童生徒及び教職員による科学研究物等の優秀作品を展示公開します。歴史ある科学展へぜひお越しください。

■期日 11月14日から19日  
10時30分から19時

■会場 崇城大学ギャラリー

熊本市中央区花畑町10-25

■入場料 無料

【問い合わせ先】

熊本県立教育センター

☎0968-44-6613

<http://www.higo.ed.jp/center>

### 12月1日は「世界エイズデー」です

阿蘇保健所では、「世界エイズデー」にあわせ、通常の検査日に追加して検査を実施します。検査は、無料・匿名で受けられます。

エイズは、HIVというウイルスに感染して起こる病気です。感染から発病まで、数年の潜伏期があり、感染していても早期に発見し治療を始めることで、発病を予防することができます。検査は予約制で、結果は

採血後、約1時間でお知らせします。

■検査日時

12月1日、4日 17時から19時

12月3日 13時から16時

【問い合わせ先】阿蘇保健所保健予防課

☎0967-32-0535

### 11月14日は「世界糖尿病デー」です。日頃の食事を見直そう！

ブルーサークルメニューをご存知ですか。

熊本県民の40〜74歳の約4人に1人は、糖尿病予備群・有病者です。

そこで、熊本県では、糖尿病の方や健康に気をつけたい方に、安心して外食を楽しんで頂けるように、熊本大学大学院代謝内科学や熊本県栄養士会、飲食店等と連携してブルーサークルメニューの開発と提供を推進しています。

■ブルーサークルメニューとは

1食あたりの総エネルギー量が600Kcal未満、塩分3g未満の栄養バランスに配慮した外食メニュー。

■店舗とメニューについて

69店舗がそれぞれの美味しいヘルシーメニュー（112種類）を提供しています。詳しくはホームページをご覧ください。

<http://kumamoto-dmstaff.org/bcm/>

【問い合わせ先】熊本県健康づくり推進課 ☎096-333-2252

### 11月は労働保険適応促進強化月間です

事業主の皆様、「労働保険」の加入はお済でしょうか。

「労働保険」とは労災保険と雇用保険を合わせた総称で、政府が管掌する保険制度です。

この「労働保険」は事業の種類や規模にかかわらず、農林水産業の一部を除いて、労働者を1人でも雇用している事業主は、加入手続きを行い労働保険料を納付しなければなりません。

しかしながら、サービス業などを中心に、加入手続きがされていない事業場が、かなりの数残っております。

この解消に向け厚生労働省では、年間を通じた広報を行うとともに、11月を「労働保険適用促進強化月間」と定めて、労働保険の適用促進を図ることとしています。労働者の方が業務上や通勤途上において負傷したり、病気にかかったり、あるいは不幸にも死亡された場合に必要な労災保険給付が受けられるように、また、リストラや倒産等により失業した場合の失業給付や、在職中における育児及び介護休業給付等が受けられるよう、速やかに保険の加入手続きをされますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

熊本労働局労働保険徴収室 ☎096-211-1702

### 「熊本県専門士業団体連絡協議会無料合同相談会」

当連絡協議会では毎年1回県民の皆様を対象として無料合同相談会を開催しています。

面接・電話にて相談を受け付けます。（無料・予約不要）

■日時 11月24日 10時から16時まで

■場所 熊本市中央区手取本町8番9号テトリアくまもとビル

くまもと県民交流館パレア9階 会議室 1・2

■電話相談受付番号 熊本県土地家屋調査士事務局 ☎096-372-5031（相談会当日のみの対応になりますのでご了承ください）

【問い合わせ先】熊本県土地家屋調査士会事務局 ☎096-372-5031

### 地デジ難視対策の各種支援は終了します。お早目の申し込みをお願いします。

国が実施している地デジ難視対策のための各種支援制度は、平成27年3月をもって終了します。期限までに地デジ難視対策を完了するためには、遅くとも本年12月中の申し込みが必要です。

【問い合わせ先】

総務省地デジコールセンター ☎0570-07-0101

## 熊本県初のLCCがついに就航!

ジェットスター・ジャパンによる東京(成田)、名古屋(中部)、大阪(関西)の3大都市と熊本を結ぶ航空路線が10月26日から就航されます。

フライトの予約は、インターネット又はローンの店頭端末Loppiが便利です。詳細はジェットスターのホームページをご覧ください!

<http://www.jetstar.com/ja/home>

【問い合わせ先】熊本県企画振興部交通政策課 ☎096-3333-2165

## 相談

県内の企業・教育機関のみならず、ものづくり人材の育成や確保のご相談は産業人材強化支援センターまで

県では、産業人材強化支援センターを設置し、専門的知識を持ったコーディネーターが無料でものづくりに係る人材育成のさまざまな相談をお受けしています。

■場所 産業人材強化支援センター  
上益城郡益城町大字田原2081番地10  
■その他 費用は無料。所要時間は1時間程度。学生不可。  
ポータルサイト「ジョブチャンネルくまもと」  
<http://www.kmt-f.or.jp/job/>

【問い合わせ先】

☎096-2289-2438

## 無料調停相談会のお知らせ

熊本県調停協会連合会主催による無料調停相談会が熊本市と高森町で開催されます。

どなたでも多重債務、損害賠償、土地の境界トラブル、離婚、慰謝料、相続などでお悩みの方は、調停手続きについてご相談が可能です。

■日時 11月4日(熊本市)

11月29日(高森町)

両日、10時から15時まで

■場所

高森総合センター2階中会議室(高森町)

くまもと県民交流館パレア9階会議室1(熊本市)

■費用 無料

■その他 事前予約の必要はありません。当日、会場にて先着順で受付。

【問い合わせ先】熊本県調停協会連合会 ☎096-35516121

## 生涯現役を目指す55歳以上の方の 為の無料個別相談会

熊本労働局委託・平成26年度生涯現役社会実現環境整備事業です。

再就職・起業・社会参画したい等生涯現役をめざす55歳以上の皆様のお悩みに1対1でお応え致します。

■日時 毎月 第2火曜日

10時から15時

11月11日・12月9日

■場所 ハローワーク上益城

■対象 55歳以上の方

【問い合わせ先】総合人材センター原田

☎096-2223-15726

## 募集

### 第7回森林自然観察・体験教室

■日時 11月16日

10時から14時(小雨決行)

■集合場所 端海野森林公園キャンプ場駐車場(〒868-0200球磨郡五木村端海野)

■内容 紅葉を鑑賞しながら落葉樹林の中を六本杉山(1148.5m)に登ります。

■募集定員 40名

■参加費 500円(保険料及び資料代、小学生300円、幼児100円)

■申込方法 「第7回森林自然観察・体験教室申し込み」氏名、年齢、住所、電話番号を記載してハガキ、FAX、電子メールで10月20日から11月12日までにお申し込みください。

■申し込み先 〒862-8570  
(住所記載不要)熊本県森林保全課みどり保全班  
FAX 096-38516247  
電子メールアドレス  
shirinchozen@pref.kumamoto.lg.jp

【問い合わせ先】熊本県森林保全課

☎096-3333-2450

## 「生物多様性くまもとセミナー」 を受講しませんか!

生物多様性に関する学習や自然観察を通して、身近な自然環境の保全について考える講座です。募集案内や申込書様式は、県ホームページに掲載しています。

■開催日 11月15日、12月6日、

■会場 熊本県立大学、荒尾干潟ほか

■提出先: 〒862-8570(住所記載不要)

熊本県自然保護課 自然環境・公園班

【問い合わせ先】熊本県自然保護課

☎096-3333-2274

## 高齢者および女性の交通安全集い

高齢者および女性の交通事故を減少させることを目的に大津署管内に住む方を対象に次のとおり実施されます。65歳以上の高齢者、または女性ドライバーで家用車を使って実体験していただくもので、高齢者の交通事故死亡事故の特徴をふまえて実施予定。参加は無料。ただし、当日に家用車で会場まで乗ってこられる方に限ります。

■日時 11月13日 12時から16時20分

■場所 HSR九州

【申込・問い合わせ先】

役場総務課 ☎279-3111

大津地区交通安全協会

☎096-294-4110

# 村のうごき



●9月30日現在の人口です  
(前月比)

人口 7,099人(+1)  
 男性 3,467人(-3)  
 女性 3,632人(+4)  
 世帯数 2,582世帯(-2)  
 高齢化率 26.2%

※高齢化率とは、65歳以上の人が人口に占める割合です。

## お誕生おめでとうございます。

平成26年10月14日現在

| 氏名(地区)              | 生年月日      | 保護者  |
|---------------------|-----------|------|
| みのぎき 藪崎 福来くん (田中)   | H26. 9. 5 | 将太さん |
| よしおか 吉岡 詩織ちゃん (袴野)  | H26. 9. 5 | 潤さん  |
| わたなべ 渡辺 愛望ちゃん (高遊中) | H26. 9.11 | 恵介さん |
| むらかみ 村上 亜瑚ちゃん (布田)  | H26. 9.12 | 康成さん |
| えじり 江尻 花凜ちゃん (小森)   | H26. 9.16 | 幸春さん |
| とがみ 戸上 愛理ちゃん (高遊中)  | H26. 9.26 | 義浩さん |
| おしろ 小城 愛海ちゃん (高遊中)  | H26.10. 2 | 涼さん  |
| やまさき 山崎 徠希くん (田中)   | H26.10. 3 | 雅幸さん |
| ふじさわ 藤澤 咲奈ちゃん (布田)  | H26.10. 3 | 克寿さん |

## おくやみ申し上げます (敬称は略させていただきます。)

平成26年10月14日現在

| 故人名(年齢)    | 遺族氏名    | 地区名 |
|------------|---------|-----|
| 堀田 政浩 (74) | 堀田 貞雄さん | 土林  |
| 益田 孝明 (87) | 益田 昭代さん | 高遊中 |

## 役場各課・係 直通ダイヤル

|            |            |
|------------|------------|
| 総務課        | ☎ 279-3111 |
| 企画商工課      | ☎ 279-3112 |
| 教育委員会      | ☎ 279-4424 |
| 議会事務局      | ☎ 279-4364 |
| 会計課        | ☎ 279-4394 |
| 税務課        | ☎ 279-4395 |
| 産業課        |            |
| 経済係《農業委員会》 | ☎ 279-4396 |
| 土木建築係      | ☎ 279-3114 |
| 地籍調査係      | ☎ 279-4417 |
| 住民課        |            |
| 住民・環境衛生係   | ☎ 279-3113 |
| 健康福祉係      | ☎ 279-4397 |
| 国保係        | ☎ 279-4389 |
| にしはら保育園    | ☎ 279-2054 |

土日、祝日は☎ 279-3111 へ  
 お願いします

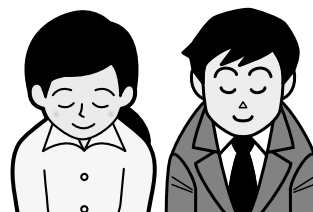
## 村の機関

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 構造改善センター        | ☎ 279-3890 |
| 社会福祉協議会 (のぎく荘)  | ☎ 279-4141 |
| 生涯学習センター (山河の館) | ☎ 279-4425 |

## ふるさと納税 (寄附金) の御礼

東京都在住 矢野 啓子 様  
 滋賀県在住 堀場 厚 様  
 京都府在住 山本 健二 様  
 京都府在住 橘川 温 様  
 京都府在住 宇野 敏彦 様  
 神奈川県在住 齊藤 武志 様  
 から、ふるさと納税 (寄附金) をいただきました。  
 ありがとうございました。

西原村



## 「突然」 (26.11)

「突然」という言葉からは、悪いことをイメージする  
 場合が多いと思う。それまでは元気だった人が突然  
 悪性の病と診断されることもある。まさかの予期  
 せぬことが告げられると気が動転してしまう。まし  
 てやそれが、元気盛りの子や孫であれば代わるもの  
 なら代わってやりたい気持ちになる。与えられた  
 命の重さを感じながら笑顔が戻る日を待ちわびてい  
 る人たちは多いと思う。

「普通であることの幸せ感」

小鬼



ふれあいネットワーク

# 社協だより

320号

西原村社会福祉協議会

熊本県阿蘇郡西原村大字小森572

☎ 279-4141

279-4140相談専用

FAX 279-4388

ボランティアが創る「心ふれあう村」西原村・・・

## 11月は“ボランティア月間”です！

### ボランティア活動って？

ボランティアと聞くと、どんなことが思い出されますか？

どんなイメージを持っていますか？

ボランティア活動をまだ、「困っている人に、無償で何かをしてあげること？」「経済的、時間的にゆとりのある人がやること？」「地震や災害、火山噴火などの被災地に行って活動すること？」

このように、「特別な活動」「自分とは違う人がする活動」などと思っていないですか？

それでは難しそうで、なかなかできそうにありませんね！

私たちの住んでいる地域には、いろいろな人が生活しています。

ボランティア活動は、お年寄りも障がいのある方も、子どももみんな一緒に、地域の中で安心して幸せに暮らしていくために、自分たちそれぞれが出来ることを活かせる活動なのです。

**「いつでも、どこでも、誰でも、気軽に、楽しく参加できる活動」**それがボランティア活動の基本です。

### 私たちにできることって何でしょう？

快適でみんなが住みやすい村であるために、私たちに出来ることって何でしょう。

ボランティア活動とは、誰もが人間らしく豊かに暮らしていける地域社会を目指し、それぞれ一人ひとりが身近なところで「自分にできること」を考え、自分から行動する活動のことです。

ボランティア活動を通して、より**“心ふれあう村づくり”**をみんなで創っていきましょう！



### 自分に合ったボランティア活動を探そう！

例えば、「自分の暮らしの中で出来そうなことは？」「自分の好みに合いそうなものは？」という視点で、楽しみながらできる活動を探してみませんか？

ボランティア活動についてのご相談・お問い合わせは！

### 西原村ボランティアセンターへ

西原村地域福祉センターのぎく荘内

電話 279-4141 FAX 279-4388

Eメール [nisihara-nogiku.4141@wonder.ocn.ne.jp](mailto:nisihara-nogiku.4141@wonder.ocn.ne.jp)

**お気軽にどうぞ！**

# お 礼

## 香典返し

次の方々より故人のご供養のため社会福祉協議会に多額のご寄附をいただきました。故人のご冥福をお祈りしますと共に心からお悔やみ申し上げます。

| 嘱託名 | 故人氏名  | 遺族氏名  |
|-----|-------|-------|
| 谷   | 堀田 政浩 | 堀田 貞雄 |
| 高遊  | 益田 孝明 | 益田 昭代 |

## 一般寄付・寄贈品

次の方々より福祉事業に役立てて下さいとご寄付いただきました。

| 嘱託名 | 氏名    | 備考  |
|-----|-------|-----|
|     | 役場青年会 | 寄付金 |
| 小森西 | 万徳公民館 | 寄付金 |

合計 380,000円

この尊い浄財は、ご寄附いただきました各位の趣意に添うべく、社会福祉のために有効に使用させていただきます。ありがとうございます。

[敬称略させていただき掲載については承諾を得ています。[10月17日受付け分まで掲載]

## ～健康で豊かに暮らすために～

# シニアカレッジ2クール「健康づくりセミナー」報告及び 3クール「体力づくりセミナーのご案内」

“私たちの身体は細胞の集まりです”から始まった「健康づくりセミナー」は目からウロコ！自分にあったカロリーを知ることができました。参加いただいたみなさまはご飯の量が今まで通りの摂取で良かったでしょうか？

食生活を見直す良いきっかけになったことと思います。

さて、次回は「体力づくりセミナー」です。

自分の体力年齢を知り、今後にお役立て下さい。

今まで参加されていなかった方の参加も可能です！

日時：平成26年11月26日（水）

午後7時～（時間変更になっています）

場所：地域福祉センター会議室

体操ができる服装でお越しください。



## のぎくの会(在宅介護者の会)



在宅で介護されている家族の会では、9月に1日研修で黒川ヘリフレッシュへ出かけました。ハプニング続出の今回の研修で会の仲間意識は一段と高くなったのではないかと考えています。

また、10月は「ターミナルケア 今自分にできることは何か～」というテーマで講演会にも参加。

「完璧を求めるのではなく、でけたしこ」との言葉に、参加者からも肩の荷がスーッと降りたと良い表情で帰宅することができました。

## 子育てサポートセンター・のぎく活動報告



諸暁良ちゃんは千原輝子さんと高田敏子さんのバトンによる協力でサポート時間を過ごしました。

おっとりした暁ちゃんですが動じることなく、高田知明くんとも楽しい時間を過ごせたようです。

## ふれあいいきいきサロン活動報告

### 袴野



抜群の天气に恵まれたコスモス見学。“もう先まじゃいけんばい”と言いながらも奥へ奥へと…。

綺麗さに魅了された日になりました。

### 秋田



色とりどりの折り紙で鍋しきや傘を折り上げました。出来栄は上々に大満足！指導には高遊の加藤さん。最後には体操で会場を沸かせてくださいました。

### 前鶴



月例会の茶話会。曜日を木曜日に変更しての開催です。

みんなが揃うことはなかなか難しいけれど、集まれるこの時間を楽しんでいます。

### 日向



ボール体操かな！？

話しながらも手や足をしっかり動かしていらっしゃいました。でも一番動いていたのはやはり口。

どの体操にも引けを取らない部分の様です（笑）

### 馬場



のぎく祭りのビデオ（馬場）にきみ麻呂のビデオ（星田）それぞれで観賞会が行われました。見る内容は違っててもみんなで見ることが笑いをより一層誘っていました。何気ない時間ですが、とっても意義のある時を過ごしました。

### 星田



### 下古閑



手作りの昼食パーティー。

すべてが手作りでテーブルにはズラ〜リとおご馳走が勢ぞろい！その一つ一つがまた美味しいこと。

お互い作り方を聞いたりして、話も盛り上がっていました。

### 瓜生迫



収穫祭ならぬぜんざい会。

今年の小豆が取れたとの事で早速、栗の入ったぜんざいが振舞われました。

久しぶりに雨になったこともあり、ゆっくり過ごせるとご満悦のみなさんでした。

### 葛目



フラワーアレンジメントに挑戦されたのは葛目地区。

下準備を若奥さんが手伝って下さったとの事で皆さん大変喜んでいらっしゃいました。出来上がりも上品で思わず“わあ〜”と大満足の作品となりました。

## ～ 障がいに関する地域座談会を終えて～

何らかの障がいをお持ちの方を対象にした地域座談会が8月下旬に4日間8ヶ所の公民館で行われました。行政より「障がい福祉制度の概要」の説明等、また、駐在所から障がい者や高齢者の交通事故やオレオレ詐欺、悪徳商法について、身体障害者福祉協会からは会の活動報告について、その他NPO法人「たんぼぼハウス」の活動や地域福祉権利擁護事業。成年後見制度等の情報をお伝えして皆さんからいろいろなご意見を聞くことができました。

早速、ご相談を受けながら改善できることは改善していき障がいがあっても少しでも楽しみや生きがいのある生活が送れるよう、また、安心して暮らせるようご支援させていただきたいと思います。



## ～ 西原中学校2年生職場体験学習～

9月29日～10月3日（5日間）、久野隆幸さん、長拓輝さん、井芹龍将さん3人は、職場体験学習を通して地域の方々とのふれあいを深め、地域社会の一員としての自覚を持つこと等を目的に、デイサービス、ホームヘルプサービス、事務所の体験学習に参加してくれました。

与えられた仕事を迅速にきちんとやりこなしていく姿勢と、元気なあいさつと自主性のある態度には感心させられました。



## 90歳以上お祝い訪問

### 大谷ミドリ様(大切畑) 97歳



「わー村長さんですかー。」と、にこにこ顔で喜ばれるご本人！懐かしい昔ばなしでまたまた大喜びされ、最後は一緒に笑顔で記念撮影！

## ～ りんどうの会野外活動～ (脳血管障害者の会)



9月24日阿蘇方面へぶどう狩りに出かけました。「どれにしようかな。」と悩みながら丁寧に取ってお土産もたくさん！その後はショッピング！「今日は気分転換になってとっても楽しい一日となりました。」と皆さん満足そうでした。

# 見学会!

14年目を迎えることができました。～

西原村社会福祉協議会では、平成13年度から役場の協力を得て、年に一度村外の施設で生活されている方や入院中の方を対象に「ふるさと見学会」を実施しています。

今年（10月15日）で14回目を迎える恒例の行事となり、毎年、多くの方々のご協力やお出迎えの中で、ふるさと帰りが実現できました。



馬場地域にて



「懐かしかなー。あはは…さんだろ。あはは…」「よう覚えとんなるけんすごーい！」などお互いのやりとりの会話がはずみ、「わしゃ、から芋が一番好きたい。」とテーブルに出されていた収穫したばかりのから芋を食べ満足そうでした。「今度は私たちがみんなで施設を訪問したいね。」と施設訪問の計画もされていました。

施設で生活されている方や入院中の方は「**住み慣れた我が家に帰りたい**」「**家族や近所の人に会いたい**」ということが何よりの願いです。



久しぶりに妹さん宅を訪れ、子供さんや姪子さん達が集まれ「帰れて良かったね。」と皆さん口をそろえて言葉され「車いす生活になり帰れないかなと思っていたよ」となかなか外に出られないご本人は、この日をまだかと待ちわびておられました。



# ふるさと

～ 多くの方々の温かいご協力により、

懐かしい風景の中で地域の方々と再会される場面には、喜びの笑顔と涙が溢れ心温まるふれあいがあり、それは、**住み慣れた地域で暮らすことの「幸せやありがたさ」**を感じる瞬間でもあります。



生まれ育ったふるさとや住み慣れた地域は、いつまでも変わりなく心に残っています。

懐かしい景色や地域の方々との再会は、心温まるひとときになれたのではないのでしょうか。



「久しぶりだけど元気だったかい。」と駆け寄り手を取り合っでの再会！

顔色もよくお変わりない様子にみなさん安心された様子。帰ってくる喜びを肌で感じ温かい思いやりに感謝で楽しい時間を懐かしく過ごされていました。

## のぎく荘での再会



心温まる  
訪問

わずか2～3時間の短いふるさと帰りですが、西原村の風景とおいしい空気、そして何より懐かしい地域や家族の温かさを感じられたのではないのでしょうか。また、出迎えられる地域の方々にとっても、「住み慣れた地域（自宅）で暮らすありがたさ」を改めて感じる機会となり、それが自身の介護予防の意識高揚にも、さらに、各地域で出迎えの方法や準備をしていただくことは、地域づくり・地域福祉の向上にも繋がっていると思います。



### 表紙説明

今月の表紙は、10月11日に滝地区で開催された「白糸の滝収穫祭」の写真です。一生懸命に甘藷掘りをしている子ども達の姿を皆さん温かく見守っていらっしゃいました。



住民課 小谷

宝暦7年の「南郷布田手永蕙賞付御手鑑帳」という記録によると、山西地区の商工業者といえるのは、揚酒屋しか確認できません。一方、河原地区では、文化8年の「沼山津手永略手鑑帳」という記録により、質屋1軒、造酒屋1軒、鍛冶屋2軒、大工2軒をはじめ、その他にも5業種が存在していたことが確認されています。

その後、山西地区にも、少しずつ商工業が発展していきますが、河原地区が山西地区を含む周辺地域に先駆けて、商工業が発展したことがうかがえます。詳しくは西原村誌をご参照ください。

## にしはら 歴史探求 第138話 江戸時代の村の商工業

### 作っちゃおう

### 食べちゃおう!



## 「秋のみのりごはん」

河原小学校 10月23日給食

### 材料(1人分)

|          |      |
|----------|------|
| 米        | 66g  |
| 乾燥大豆     | 5g   |
| うすくちしょうゆ | 2g   |
| みりん      | 1g   |
| さつまいも    | 20g  |
| 揚げ油      | 適量   |
| ちりめん     | 3g   |
| 黒ごま      | 2g   |
| 塩        | 0.5g |

### 作り方

- ① 乾燥大豆をたっぷりの水に7～8時間つけておく。(ぬるま湯に4時間つけてもできます。)
  - ② 鍋に戻した大豆を入れ、かぶるくらいに水を入れる。そこにうすくちしょうゆ、みりんを入れて味がしみるまで煮る。\*具材1(煮汁は使わず、大豆のみ混ぜ込みます。)
  - ③ さつまいもを皮ごと1cm程度の角切りにし、素揚げする。\*具材2
  - ④ ちりめんをからいりする。\*具材3
  - ⑤ 炊いたご飯に具材1から具材3、黒ごま、塩を混ぜ込み完成です。
- ※ 蒸し大豆をつかうときには、②の工程から調理して下さい。

西原村特産のさつまいもを使った混ぜ込みごはんです。ちりめんも入っているのでカルシウムも摂ることができます。秋の味覚を楽しんで下さい!

## ～将来は、健康管理のできる大人に!!～

## Spot Light スポットライト

西原村では、早い時期から健康に関心を持ち自己管理の意識の高い大人になってもらうことを願い、小学6年生と保護者を対象に生活習慣病健診を実施しています。まず6年生は自分のからだの中にある臓器、からだ成長していくために全身の細胞に栄養を送る血管と血液のことを教室で学習します。授業の最後には、ジュースや野菜のことを自分自身でふり返っていました。

子どもたちは、生まれてからそれぞれの家庭で食習慣を形成します。やがて自立し自ら生活するようになった時、家庭の食卓の記憶が大きく影響します。慌ただしい毎日ですが、日々の食卓で育ち盛り子どもたちが「何をどれだけ口にしているか」保護者の皆さまもぜひふり返って、大人も子どもも健康管理をしましょう!

### 健診結果説明会

11月28日(金) 午前9時30分～/午後1時30分～  
 特定健診を受診された方と同時開催となります。  
 ぜひご参加ください。  
 また必要に応じて個別に対応(家庭訪問等)をします。

